

弘前市自治基本条例市民検討委員会会議録概要（第20回）			
日 時	平成25年5月27日（月）18時00分～20時01分		
場 所	弘前市役所6階第1会議室	傍聴者	5人
出席者 (18人)	委員 (9人)	佐藤三三委員長、佐藤淳委員長職務代理者、工藤委員、福士委員、清野委員 鹿内委員、阿部委員、蟻塚委員、三橋委員	
	執行機関 (9人)	櫻田課長、三上課長補佐、白戸主幹、工藤係長、櫻庭主査、対馬主査、 佐藤主事、阿保主事、鼻和主事	
	その他	一	

## 会議概要

## 1 開会

## 2 議事

## (1) 前文について

## 【結論（審議方法）】

- ・前文は基本パターンとして、「①まちの歴史、文化、環境や自治の取組 ②まちのあるべき姿 ③市民の主体性や参加、協働が重要であること ④条例を制定する意義や決意」の4つがあるが、当市においてどの項目をどのように盛り込むか議論する。

その次に、前文における主語の扱いについて、「わたしたち」という表現を用いる場合、主体が誰を指すのか問題になるので、条文の内容に似合う主語の表現とし、「わたしたち」を使用する場合は、その主体を明確にすることにしようと考えるが、それでいいか確認する。

## 【各委員回答等】

- ・基本パターンの①～④は全て入れてほしいと思う。また、まちの歴史や文化に関しては、弘前市は城下町で、文化や環境も素晴らしいものがあるので、りんご、桜などを是非入れ込んでほしいと思う。
- ・この自治基本条例で取り組もうとしている活動の原動力というのは、弘前を愛することだと思うので、まちのあるべき姿のところになにかそのような表現があればいいと思った。あと、歴史も大事だが、未来のこと、例えば子どものことや若者のことなど、そこを意識した言葉が入るといいと思った。
- ・①か②のあたりに含まれると思うが、弘前市には大学があり、教育のまちとも言われているので、学校教育、家庭教育、地域の教育のあたりを入れたい。また、歴史的な建造物がたくさんあるので、それも入れたい。
- ・①～④まで入れていいと思うが、基本理念がこの後に出てくるので、整合性がきちんととれていればいいと思う。
- ・4つ全て入るべきだと思うが、①と③は特に強調してほしい。弘前市は歴史のあるまちで、市民アンケートなどでも自分のまちに誇りを持っている割合が高い。古い歴史だけではなく、新しいものも取り入れているまちが弘前市だと思うので、その歴史、文化ということを強調したい。
- ・この検討委員会で再三話し合ってきたことは、協働という言葉がキーワードになっているので、協働という言葉を強調すれば、自治基本条例がどういう意味を持つのかをより市民にわかってもらえると思う。
- ・前文のボリュームを考えたい。あまり長く書いてもだらだらしてしまう。今まで話してきたキーワードは、先人たちが築いてきたまちを次の時代につないでいくためだと理解し

ている。歴史の部分で他にのせるとすれば、ボリュームを考えて入れればいい。それから、主体ということが出てきていたので、市民、議会、執行機関がそれぞれの主体の役割を明確にしながら、その役割をしっかりとやろうということが書かれればいいと思う。

- ・基本パターンの①～④は盛り込むべきだと思う。また、ボリュームの問題で、短すぎてもだめだけれども、あまりだらだら長くしない方がいいという気がする。他の委員の話を聞くと、弘前市は歴史があるまちで、自治の考え方というのは昔からあり、今も地域で残っているところが多いということがあったので、そういう歴史の部分や、自治の取組が根ざしていて、それを引き継いでいくという感じの内容を入れてもらえればと思う。
- ・弘前市の市民憲章に「あずましいふるさと」という津軽弁が入っているが、前文にも方言を入れて、弘前らしさというものを盛り込めばいいと思う。
- ・弘前独自の言葉や思いというものを入れたい。
- ・続いて、前文の主語の扱いだが、提案として、条文の内容に似合う主語の表現として、「わたしたち」を使用する場合は、その主体を明確にするということだったが、そのように進めるとしてよろしいか。
- ・他の自治体を見ると、「わたしたち」が多く出てきているので、私たち市民はまちづくりに参加していくなど、主語をはっきり書いた方がいいと思う。

#### 【結論】

- ・前文に盛り込む内容は、意見に出た内容を盛り込んでいくことにする。主語については、提案通り、主語をはっきりさせる書き方で進める。

### (2) その他の項目について

#### ア 目的

##### 【結論（審議方法）】

- ・目的規定の意味は、条例がどのような目的で制定されたかを簡単に表現するもので、条例全体の解釈・運用の指針となるものである。自治基本条例の目的規定は、前段で条例に規定することや明らかにすることを示し、後段で最終目的を示す構造が一般的である。最終目的にも基本パターンがあり、1つ目は自治の実現のみを最終目的とするパターン、2つ目はまちの実現のみを最終目的とするパターン、3つ目は自治の実現とまちの実現を合体したパターンである。資料には条文イメージを記載しているが、思いの部分は言葉を入れていないので、どういう言葉、思いを入れるか議論する。

##### 【各委員回答等】

- ・自治という言葉の使い方が、地方自治法による自治となると違うし、市民自治というとまたニュアンスが違ってしまう。他の市町村はその部分が整理できていない印象を受けるので、弘前市ははっきりさせたい。
- ・自治というものは憲法92条に、地方自治の本旨に基づいて行わなければならないということが書かれている。地方自治の本旨ということは、住民自治と団体自治というように言われていて、団体自治というものは、国と地方が対等であり、地方は自分たちの意思で物事を決定できるというもの、住民自治は、地域の住民が積極的に行政や政治に参加して、その地域づくりを行っていこうというものである。自治基本条例の中には、団体自治の部分はあまり出てこないと思う。
- ・住民イコール市民というイメージもあるが、自分は、住民というのは税金なども全て納めて、そこに住まいをしている人、市民というのは、住まいをしていなくても、勤務している人や学生なども入ると理解していた。
- ・住民という言葉は定義しておらず、市民しか定義をしていない。住民自治というよりは市民自治といったほうがいい気はする。
- ・目的をどうするかだが、住民自治というものは、住んでいる人々が自分たちでまちづくり

を行うということなので、そのようなことを作っていくことになると思う。

- ・条例の名前は、個人的な考えだが、弘前市協働によるまちづくり基本条例という名前がいいと思った。今までの議論では、みんなが協働して、お互いに連携しながら、まちづくりをしていくためのルールづくりを話してきた。
- ・目的の記載だが、例えば、自治基本条例を定めて、自治の基本理念を明らかにする。ここでいう自治は、議会と行政と市民、三者の協働を明らかにすることだという説明をすれば、今まで議論してきた内容になると思う。
- ・一般的な条例と違って、自治基本条例というものは前文があり、基本理念もある。よって、前文と理念と基本原則があるので、全部含めて制定の目的になる。

#### 【結論】

- ・今までの議論で、基本理念、基本原則等をやってきたので、目的の記載としては、自治もしくはまちづくりの基本理念を明らかにするとともに、その基本となる事項を定めることにより、豊かな自治の実現を図ることを目的とする、といったような内容で考える。

#### イ 題名

##### 【結論（審議方法）】

- ・題名は、条例の内容を的確かつ簡潔に表すもので、一般的には〇〇市自治基本条例や、〇〇市まちづくり基本条例というものがある。自治基本条例とまちづくり基本条例の違いだが、内容的には大差なく、自治基本条例が自治のあり方や枠組みを規定するもの、まちづくり基本条例は元気なまちをつくるためのルールといったように、自治基本条例に比べてまちづくり基本条例のほうが実践的、現実的な内容が中心になるとされている。それらを考慮しながら議論する。

##### 【各委員回答等】

- ・条例を制定すると、何十年も残るものなので、慎重に考えた方がいいと思う。いろいろな例示がされているが、皆で議論して、皆が納得する名前をつけないといけないと思う。
- ・自分は今まで、自治基本条例だと思っていた。自治基本条例のほうが、深みが幅広い気がする。ただ、皆さんにわかってもらえる、理解してもらえるためには、まちづくり基本条例のほうがわかってもらえると思う。他の自治体を見ると、まちづくり基本条例というものが多く、一般の市民の人も協働のまちづくりをやろうという気になれると思う。
- ・自分も自治よりはまちづくりの方が、市民もわかりやすいらしいと思うけれども、まちづくりという言葉に引っかかっている。今、まちづくりはハード面の整備だけではないので、つくるというよりはマネジメントや動かすといったニュアンスになると思う。いい言葉は思い浮かばないが。
- ・今まで時間をかけて、みんなで討議して、作ったものでも、皆が見ないと意味がない。皆が理解して、皆で協働してまちづくりをしていかないと意味がないので、柔らかく、見やすい雰囲気の言葉を使ってもらいたい。一番最初に勉強した時、自治と言われてもピンとこなかったように、タイトルは特にわかりやすい言葉がいいと思っていた。
- ・みんなでまちづくり基本条例の方がくずしていて、親しみが持てると思う。基本条例や自治条例だと市民は見ないと思うので、主役はあなた条例などがいいかもしれない。また、協働という言葉だと入ってこないので、協働をくずした表現で入れればいいと思う。
- ・平仮名の「まちづくり」という言葉は、今の時代の流れ的にはハード面のことを指していないと思う。従って、この言葉は市民に伝わりやすいイメージということになる。あともう1つは、あまり軽すぎてもいけない。弘前市は歴史、文化があり、城下町特有のものがあるので、尊厳があるというか、そういうもののタイトルがいいと思う。
- ・ただまちづくりというと、少し軽い感じがする。自治基本条例だとしまったものになる。無難なものは、この両方を足したまちづくり自治基本条例という感じもする。

- ・自治という言葉を辞書で引くと、いくつか出てくるが、究極なものは、自分たちが自分たちでやっていこうというものである。その手法、枠組みを定めるのが自治基本条例だと思っている。それをわかりやすく表すとして、協働によるまちづくりがいいと思う。
- ・皆が話しているように、市民の皆さんを受け取りやすい名前にした方がいい。そうなると、自治よりはまちづくりになると思う。板柳町では、「りんごの生産における安全性の確保と生産者情報の管理によるりんごの普及促進を図る条例」という、長い名前の条例が「りんごまるかじり条例」という通称で知られているが、市民に対するインパクトがあり、伝わりやすいという感じがする。本来の条例の名前もわかりやすくしたいが、通称などを考えたら、市民に広げる時にやりやすく、わかりやすいものになると思う。
- ・市民憲章にあずましいという言葉がでているので、条例の題名にあずましいをいれて、弘前市あずましいまちづくり基本条例というのも考えられる。
- ・見出しが弘前市まちづくり基本条例で、なんだこれと軽く見られるようなことがあったとしても、前文や他の文面を見て、すごい条例だと思われるなどを期待している。

**【結論】**

- ・「主役はあなた条例」、「あずましいまちづくり基本条例」など、いくつか具体例が出てきたので、それらをたたき台としておきたい。また、協働という言葉もいれるようにしたい。中間報告書を検討するときに、名前と一緒に議論し、決定したい。

(3) 条例の体系等について

ア 体系

**【結論（審議方法）】**

- ・一般的な条例の体系、規定する内容は、自治基本条例に限らず、他の条例、法令に共通しているものがある。事務局で一般的なルールに基づいて作成した、自治基本条例の体系について、確認していく。

**【各委員回答等】**

- ・仕組みの一つである住民投票だけ章を分けているのはなにか理由があるのか。
- ・仕組みは、基本的に行政主導のもの、執行機関、議会を主語とするものを位置付けている。住民投票は、市民、議会、行政それぞれに発議の権利があるので、個別にした。
- ・協働に関する章が案の中にはないが、仕組みは行政主導で行われるもので、それに対し協働ということで、市民が自分達の権利の中で入っていくということがないと、少し印象が弱まると思う。
- ・他の自治体では、「市民参画等」と章立てしていることもあるし、先ほどの題名の議論でも協働という言葉が出てきたので、やはり章立てした方がいいと思う。
- ・協働の項目を、弘前市の仮置きの2章と3章の間に入り、参加と協働の仕組みの中の、総合計画を参画してつくることや、財政運営を協働でチェックしようといったことを抜き出す感じになる。
- ・仕組みの中で、総合計画は、法律で規定が無くなつたので、弘前市では総合計画を策定しましょうというものだった。財政運営については、現在でも広報などで公表されているが、もう少しわかりやすく公表してくださいという話があった。仕組みの部分はもう少し検討する必要があると思う。
- ・参画、協働というものは、市民参画を保障され、協働でまちをつくっていくという内容の条文を、2章と3章の間に入れると、重みが違つてくる。

**【結論】**

- ・今まで出た意見を事務局で検討し、中間報告書案の中に反映させる。

イ 条文の形式（文体）

**【結論（審議方法）】**

- ・条文の形式について、である調がいいか、ですます調がいいか議論する。

#### 【各委員回答等】

- ・親しみやすくするために、ですます調がいい。親しみやすい方が皆見ると思う。
- ・全てですます調の方がいいと思った。誰にでもわかるようにするために、である調を使うよりは、わかりやすい。難しい内容でも、優しいイメージであったり、わかりやすくするために全文ですます調のほうがいいと思った。
- ・わかりやすく親しみやすいですます調の方がいい。本文もですます調にできるのならばしていただきたい。

#### 【結論】

- ・条文の形式はですます調とする。中間報告書の議論の際、訂正した方がいいなど意見があれば修正する。

### (4) 条例の必要性について

#### 【結論（審議方法）】

- ・自治基本条例を必要とする理由として、執行機関の見解は、「地方分権に応じた独自の行政運営の確立、市民ニーズの多様化などの社会情勢の変化に伴い、活力ある、誇りの持てる弘前を実現するためにはまちづくりの基本的なルールや仕組みが必要である」としている。この理由と同じで問題ないか、さらに加える理由があるかについて議論する。（この項目は、条文に組み込むのではなく、中間報告書、最終報告書に条例の必要性ということ記載する。）

#### 【各委員回答等】

- ・なぜ今、制定に取り組むのかという文章のところに、市民参加型まちづくり 1 %システムのことが書いているが、町会や市民活動団体がシステムを使うといった内容は入れることができないか。被災地支援やバル街の記載があるが、町会単位でもまちづくりに自主的に参加しているという文章がないと、どうしても経済優先のイメージが強くなってしまう。
- ・町会単位など、本当の基本になる部分がないと説得力がない。大きい団体だけがまちづくりに参加していくという印象を受けたので、町会などの言葉を入れてほしいと思った。
- ・なぜ今、制定に取り組むのかの部分に、まちづくり 1 %システムや被災地支援、バル街、合コンリーグなどを書いているが、これらの事業をやっているから自治基本条例を制定するわけではないので、この記載はあまり関係がないのではないか。
- ・時代の変化によって、地方分権や地方主権という言葉が出てきており、そういう時代だからこそ自治基本条例を作らなければならないという理由でいいと思う。
- ・市が参画のまちづくりのしくみを作って、それが定着してきているから、自治基本条例を制定しようというストーリーだと思う。従って、まちづくり 1 %システムや、バル街、合コンリーグを記載するのは少し違うように感じる。
- ・市が参画するシステムを制度として作っていて、町会や市民活動団体も積極的にまちづくりに関わってきているから、今制定するというくらいの言い回しがいいと思う。

#### 【結論】

- ・基本的に、事務局案に賛成する。出てきた意見で反映できるものは反映する。

## 3 その他

### (1) 次回の会議内容について

#### 【結論】

- ・次回は、6月24日（月曜日）午後6時から、中間報告書案について議論することとした。

### (2) その他

#### 【結論】

- ・特になし